

久喜市教育委員会令和6年2月定例会

開催月日 令和6年2月22日（木曜日）
開催場所 鷲宮総合支所3階 庁議室1・2
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前11時22分

久喜市教育委員会令和6年2月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
ア 令和5年度久喜市一般会計補正予算（第9号）（案）に係る意見聴取について
イ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
- 第 4 議事
議案第 6号 久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について
議案第 7号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について
議案第 8号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について
議案第 9号 久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第10号 久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について
議案第11号 久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を改正する規則について
議案第12号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則について
議案第13号 久喜市教育支援センターに関する規則の一部を改正する規則について
議案第14号 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第15号 久喜市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について
議案第16号 久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程等の一部を改正する訓令について
議案第17号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を改正する告示について
議案第18号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第19号 久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 斧 田 直 樹
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼生涯学習課長 小森谷 修
教育総務課長 甲 田 栄 二
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 小 林 喜 則
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁
文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

係長 相 園 浩 一
担当主査 関 口 慎 吾

傍聴者 なし

午前10時00分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、おはようございます。例年のない暖かい2月でありますけれども、子どもたちのインフルエンザ感染者数は少なくならず、学級閉鎖となっている学校もあり、引き続き感染対策をお願いしているところでございます。2月は各地で公民館祭りや作品発表会が行われ、多くの市民の皆様の日頃の活動の成果を参観していただき、さらには来月3日には、まなびすと久喜がこの建物の4階、5階を会場に開催予定でございます。生涯学習の輪が広がる機会となることと思います。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和6年2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りしたいと思います。

教育長報告イ及び議案第6号につきましては、人事案件でありますことから会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告イ及び議案第6号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和6年1月24日に開催いたしました令和6年1月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のA、Iの2件でございます。

◎教育長報告 A

○教育長（柿沼光夫） それでは、A、令和5年度久喜市一般会計補正予算（第9号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、教育長報告Aの令和5年度久喜市一般会計補正予算（第9号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和6年2月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして、1月23日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が1月25日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算（案）の内容につきましてご説明させていただきます。お配りしております別冊資料、令和5年度久喜市一般会計補正予算（第9号）を御覧ください。

初めに、教育部各課において共通する歳出の補正でございます。74ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費から、84ページ、6項保健体育費、2目学校給食費のうち、減額補正となっているものについてでございますが、主に契約差金等により執行残が見込まれる事業費を減額するものでございます。

なお、このほかの理由に伴う補正予算（案）の内容につきましては、各担当課長よりご説明申し上げます。

初めに、教育総務課が所管する補正予算（案）でございます。補正予算書（案）の8ページをお開きください。第3表、繰越明許費補正の上から2行目、10款教育費、2項小学校費、小学校維持管理事業でございます。こちらにつきましては、栗橋南小学校において、令和6年度に特別支援学級が増える見込みであることに伴い、令和5年6月補正予算

で空調設備等の設置に係る設計業務委託料と工事費を計上したものでございまして、現在設計業務を実施しているところでございます。設計工事等を早期に完了させることを目指していたところですが、現在の進捗状況から年度内の工事及び工事に係る監理業務委託の完了が見込めないことから、繰越明許の設定をするものでございます。

次に、同ページの上から3行目、10 款教育費、3 項中学校費、中学校維持管理事業でございまして、事業内容としましては、栗橋南小学校と同様に、令和6年度に久喜中学校に特別支援学級、鷲宮東中学校に学級が増える見込みであることに伴い、令和5年6月補正予算で空調設備等の設置に係る設計業務委託料と工事費を計上したものでございまして、現在設計業務を実施しているところでございます。こちらにつきましても、設計、工事等を早期に完了させることを目指していたところですが、現在の進捗状況から年度内の工事及び工事に係る監理業務委託の完了ができないことから、繰越明許の設定をするものでございます。

また、現在施工中の久喜中学校トイレ等改修工事につきましては、建築資材の不足等の影響により、当該工事に必要となる資材の確保が困難であり、年度内の工事完了が見込めない状況であることから、繰越明許の設定をしたものでございます。

教育総務課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 続きまして、教育長報告アのうち学務課が所管する部分の主なものについてご説明をいたします。

予算書の6ページをお開きいただきたいと存じます。第2表、継続費補正といたしまして、10 款教育費、1 項教育総務費、（仮称）久喜市立鷲宮義務教育学校開校準備事業、補正前の総額1億3,852万4,000円、こちらが補正後の総額4,843万3,000円、補正前と比較いたしまして9,009万1,000円の減でございます。あわせて、令和5年度分、令和6年度分内訳を記載のとおり補正するものでございます。こちらにつきましては、鷲宮西中学校区における義務教育学校の開校に向けた整備等に要する費用のうち、増築校舎等に係る基本設計及び実施設計に要する費用でございまして、令和4年度から令和6年度までの3か年で実施をしているものでございます。当初は補正前の総額1億3,852万4,000円が必要と見込んでおりましたが、入札を実施いたしましたところ、有限会社長塚建築設計事務所が総額4,125万円で落札をいたしました。設計業務におきましては、実際進める中で追加で必要となる業務が発生する可能性がございまして、今回におきましてもアスベスト調査でございまして、（仮称）久喜市立鷲宮義務教育学校建設工事に伴う石綿分析調査業務委託といたしまして、158万4,000円が追加となっております。しかしながら、業務の終了が令和6年6月末を見込んでおまして、業務がおおむね進みましたことから、不要と考えられる額につきまして今回減額を補正するものでございます。

なお、今後追加で必要となる業務が発生する可能性を考慮いたしまして560万円程度

までは対応できるようにということで、本業務の執行委任先でありますアセットマネジメント推進課から要望がございましたことから、当該金額を考慮した上での今回の減額としたところでございます。

学務課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 指導課が所管する部分についてご説明いたします。

予算書 76、77 ページを御覧ください。10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費、4、教育相談事業、補正額 448 万 4,000 円の増額です。国が不登校・いじめ緊急対策として設置、促進しております不登校支援のための校内教育支援センタースペシャルサポートルームを、国の補助金を活用し中学校に設置するに当たり、インターネット環境や、落ち着いた空間で学習・生活できる机や椅子、つい立等を整備するものです。国の補助が3分の1となります。

なお、3月末までに整備することは難しいことから、全額繰越明許をしております。

次に、15、小・中学校指導書等整備事業、補正額 2,629 万円の増額です。令和6年度小学校使用教科書の改訂に伴い、令和6年4月から使用する小学校の紙の指導書を購入するものです。

指導課からは以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問がありましたらお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 今ご説明がありました 76、77 ページの 1 項教育総務費、3 目教育指導費の教育相談事業の 448 万 4,000 円について、校内教育支援センタースペシャルサポートルームということですが、これに対応する職員の体制はどうなるのでしょうか。

それと、もう一点ですが、同じく 76、77 ページの 1 項教育総務費、3 目教育指導費、15、小・中学校指導書等整備事業 2,629 万円の図書費ですが、これは令和6年度の当初予算に 3,000 万円計上されていたものとは別の内容になるのでしょうか。

その2点をお伺いたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 1 点目の校内教育支援センタースペシャルサポートルームの指導者についてですが、中学校については、現在教職員の空き時間を活用しながら見守りということを進めております。来年度については、核となる中学校の校内支援センターに2名ほど行けるような形で、予算を計上しているところでございます。今後必要に応じて要望していきたいと考えているところですが、来年度は、まずは研究を兼ねて進めていきたいと思っております。

2 点目の指導書についてですが、令和6年度当初予算の 3,000 万については、令和7年度から中学校の教科書が採択替えとなることから、指導書等を令和6年度中に購入する

必要があるため、令和6年度当初に計上したものです。今回の補正は、今使用しているデジタル教科書等で、変更がかなり大きかったものに対応するため、小学校についての金額がこの時期にならないと見えてこなかったことから、補正での対応をさせていただいた次第です。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、今回の補正は令和6年度のためのもの、令和6年度当初予算のものは令和7年度のものということではよろしかったでしょうか。

○参事兼指導課長（飯野純子） はい。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それと、校内教育支援センターの関係ですが、来年度核となる2校に指導者を配置したいということですが、その2校というのはどちらの学校を予定されているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現時点ではまだ決めていないところです。この後、ご審議いただく教育支援センターの規則の中で校内教育支援センターを位置づけて、対象者が増えている学校を核となる学校として決めていこうと考えているところではありますが、ある程度の目星はついているものの、現時点で明言することはできかねるところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしましたら、決まり次第お知らせいただけたらと思います。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告イ及び議案第6号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時16分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

次の教育長報告イにつきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては、退出をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時16分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） それでは、イ、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

[非公開案件につき省略]

○教育長（柿沼光夫） 以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

次の議案第6号につきましては、教職員人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員については退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時19分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第6号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第6号を上程し、これを議題といたします。

議案書1ページを御覧ください。議案第6号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

○教育長（柿沼光夫） 事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時27分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

これをもちまして、会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時27分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第7号

○教育長（柿沼光夫） 次に、議案第7号を上程し、これを議題といたします。

議案書の2ページを御覧ください。議案第7号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第7号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について、別冊のとおり決定したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、議案第7号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）につきましてご説明いたします。

別冊の第3期久喜市教育振興基本計画令和6年度実施計画（案）及び議案参考資料の1ページ、同実施計画（案）修正等箇所新旧対照表を御覧ください。本実施計画（案）につきましては、久喜市教育委員会令和6年1月定例会で委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、事務局で再度見直しを行ったものでございます。主な修正箇所について、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

初めに、新旧対照表のナンバー1、「取組みの「見える化」」の表記についてでございます。こちらにつきましては、「取組みの「見える化」」の令和3年度実績値及び令和4年度実績値の取扱いについてご意見をいただきましたことから、表記の方法について再度検討したものでございます。

改めてそれぞれの実績値を掲載している理由をご説明いたします。令和3年度は、第3期久喜市教育振興基本計画策定時に目標設定する際の現状値として、また令和4年度は現状値から計画の開始年度である令和5年度までの推移として、それぞれ参考に掲載しております。このため目標値の設定はございません。この令和3年度、令和4年度実績値について掲載している理由が分かりにくかったため、表の下に米印で数値の説明を記載することといたしました。

また、令和4年度実績値が令和5年度目標値を上回る項目が複数ある件につきましては、数値が年により変動する場合があります。令和5年度には実績値が下がってしまうことも考えられること、また年度ごとの目標値を他の計画等でも使用しており、変更することで整合性が取れなくなる場合があることなどから、計画上の目標値は変更しないこととしました。

令和4年度実績値が令和5年度目標値を上回っている項目については、第3期計画の最終年度である令和9年度目標値の早期実現を目指して取り組んでいくということでご

理解をいただければと考えております。

続きまして、新旧対照表のナンバー2、実施計画案7ページの連番12でございます。「教育集会所事業の充実」の取組の概要欄に記載がございます目標値について分かりやすくするため、「令和6年度」を加えて「令和6年度目標値」とするものです。

続きまして、新旧対照表ナンバー3、実施計画11ページから14ページ、連番14から34及び連番36から38と、関連する「取組みの「見える化」」でございます。こちらにつきましては、令和6年度から市長部局へ補助執行する幼稚園関係の事業の計画への掲載についてご意見をいただきましたことから、再度検討したものでございます。補助執行については、その性質上、事務の権限は教育委員会にあることから、計画及び評価は教育委員会で実施する必要があるため、当該事業については引き続き掲載することといたしました。また、事務の権限を有する教育委員会の所管課を明記するため、所管課欄に保育幼稚園課に加えて教育総務課を併記することとしました。

続きまして、新旧対照表ナンバー4、実施計画38ページ、連番150でございます。「学校教材・備品の計画的な整備の推進」の予算書上の事業名について不足がありましたことから、小学校維持管理事業及び中学校維持管理事業を追加するものです。

続きまして、新旧対照表ナンバー5、実施計画60ページ、連番221でございます。こちらにつきましては、令和6年度に市長部局から教育委員会に移管される本多静六博士顕彰事業の計画上の取扱いについてご意見をいただきましたことから、再度検討したものでございます。

市の総合振興計画との整合性について企画政策へ確認したところ、同計画上の位置づけに変更はないが、併せて教育振興基本計画実施計画において、教育分野の事業として位置づけても問題はない旨の回答があったことから、本実施計画においても掲載することとしました。

以上、大きく5点につきまして、1月定例会時点から修正等をさせていただきました。

なお、本計画につきましては、議決後、速やかに市議会へ報告するとともに、市のホームページ等におきまして公表してまいります。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第7号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号

○教育長（柿沼光夫） 次に、議案第8号を上程し、これを議題といたします。

議案書の3ページを御覧ください。議案第8号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第8号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立久喜北小学校の小規模化に伴う統合等の検討について、別紙のとおり久喜市立小・中学校学区等審議会へ諮問したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明いたします。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第8号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問についてご説明をいたします。

議案書の4ページをお開きいただきたいと存じます。久喜市立久喜北小学校におきましては、令和5年度は全校児童数170人、7学級でございますが、少子化による児童数の減少が続いており、令和8年度には全ての学年が1学級ずつの6学級となりまして、令和11年度には全校児童数が140人まで減少するものと見込んでおります。学校の適正規模、適正配置の観点からは、多様な人間関係を築くことのできる1学年2学級以上の規模が望ましいものと考えておりますことから、久喜市立久喜北小学校の統合等について新たに諮問するため、ご議決をお願いするものでございます。

なお、本件につきましては、令和5年4月の久喜市教育委員会の定例会におきまして、久喜市立本町小学校と久喜市立久喜北小学校の統合が必要となった場合は、新校の位置を現在の本町小学校の位置とすること、学校の統合に当たっては、新校舎の建設も視野に入れ、さらなる教育環境の整備を図ることにつきまして既にご決定をいただいているところでございます。本議案をご議決いただきましたならば、学区等審議会の諮問の上、既に決定いただいた内容を踏まえて、地元の方や保護者の皆様に統合についてのご説明をしてみたいと考えております。

以上が議案第8号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問についての説明でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第8号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号

- 教育長（柿沼光夫）** 次に、議案第9号を上程し、これを議題といたします。
議案書の5ページを御覧ください。議案第9号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野原隆）** 議案第9号 久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。
久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。
議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。
- 教育長（柿沼光夫）** 教育総務課長。
- 教育総務課長（甲田栄二）** それでは、議案第9号 久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。
議案書6ページから9ページ、議案参考資料2ページから9ページを御覧ください。このたびの改正は、令和6年4月1日付、組織機構改革に伴う令和6年度以降の組織に合わせた必要な見直し及び文言整理を行うものでございます。
初めに、第3条第1項につきましては、事務局の組織についての規定でございます。教育総務課と学務課につきましては、教育総務課と学校施設課に再編し、教育総務課には、現在教育総務課に設置している総務係と、学務課の学事係と保健・教材整備係を統合した学事保健係の2係を置くものでございます。
また、学校施設課には、教育総務課施設管理係を改称した施設係と、現在学務課に設置している小・中学校再編係の2係を置くものでございます。
文化財保護課につきましては、課名を文化振興課に改めるとともに、現在生涯学習課に設置している文化振興係を移管するものでございます。
次に、第2項につきましては、各課が所管する施設についての規定でございまして、幼稚園2園の所管課を「学務課」から「教育総務課」に改めるとともに、課名変更に伴い、「文化財保護課」を「文化振興課」に改めるものでございます。
次に、第4条の分掌事務についてでございます。先ほどご説明申し上げました教育総務課と学務課の再編に伴い、教育総務課については、現在の教育総務課総務係と、学務課学事係及び保健・教材整備係の所掌事務を、学校施設課については、現在の教育総務課施設管理係と学務課小・中学校再編係の所掌事務を規定しております。
生涯学習課につきましては、文化振興係の所掌事務を削除しております。
文化振興課につきましては、現在の生涯学習課文化振興係の所掌事務及び市長部局の企画政策課から移管となります、本多静六博士顕彰事業に関することを新たに規定しております。
次の第5条、第6条につきましては、文言整理を行うものでございます。
最後に、附則でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第9号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 議案書の8ページの第5条の中に、下から3行目になりますが、園長の職名が加わっていますが、これは何を意味するものなのか、ご説明をお願いします。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） こちらの園長が今回加わった理由ということでのご質問かと思えます。市立幼稚園の園長につきましては、これまでは任期付職員という形で、広く募集をし、面接等を経て採用しておりました。令和6年度からは、幼稚園について市長部局のほうに補助執行という形で事務をお願いすることになります。そうした場合に、もちろん今までどおりの形で任期付職員をお願いする方法もあり得るかと思いますが、例えば保育園の園長先生が幼稚園の園長先生になるとか、あるいは幼稚園の副園長先生がそのまま幼稚園の園長先生になるとかといった、いわゆる市の職員がそのまま園長先生になるというケースも考えられます。そういった場合に対応できるように、園長という職名を追加することによりまして、正職員が園長先生となる場合にも対応できるようにという改正でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 今現在、学務課の係名には教材整備という言葉が入っていたかと思いますが、これを見ても今度教育総務課の中に学事保健係という名称の係が入っています。これは、もともと学務課にあった2つの係が一緒になったということによろしいでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 係の名称といたしましては、今度は学事保健係という名称になるのですが、今まであった学務課における学事係と保健・教材整備係、この2つの係を統合いたしまして、係の名称が長くなってしまうので、教材整備は省略して、学事保健係とさせていただきます。ですので、担当する業務としては、いままでと同様でございます、1つの係の中で、これまでどおり同じ業務を担当するという形でございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第10号を上程し、これを議題といたします。

議案書10ページを御覧ください。議案第10号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第10号 久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、議案第10号の久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書11ページ、議案参考資料10ページから11ページを御覧ください。このたびの改正は、令和6年4月1日付、組織機構改革に伴うものと、学校給食課職員の休憩時間の規定について一部改正を行うものであります。

初めに、別表第1につきましては、昼当番制を導入している所属所についての規定でございます。幼稚園の所管が教育総務課に変わることに伴い、教育総務課の全職員を幼稚園の職員以外の職員に改めるとともに、学務課の所属所名及び職員を学校施設課と全職員に改めるものでございます。

次に、別表第2につきましては、幼稚園、学校給食センター、郷土資料館の職員の勤務時間等について規定おります。先ほど申し上げましたとおり、幼稚園の所管が教育総務課に変わることに伴い、学務課を教育総務課に改めるとともに、学校給食センターについては学校給食センターの職員を全職員に、郷土資料館については文化財保護課を文化振興課に改めるものでございます。

最後に、附則でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第10号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に

関する規則の一部を改正する規則については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第11号を上程し、これを議題といたします。

議案書の12ページを御覧ください。議案第11号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第11号 久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、議案第11号の久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書の13ページから15ページ、議案参考資料12ページから16ページを御覧ください。このたびの改正は、令和6年4月1日付、組織機構改革に伴い、必要な見直しを行うものでございまして、久喜市立小学校安全監視員規則、久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則及び久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について、一括して一部改正するものでございます。

初めに、改正規則第1条の久喜市立小学校安全監視員規則でございます。議案参考資料の新旧対照表は12ページでございます。第2条及び第7条第1項から第3項の規定中「学務課長」を「教育総務課長」に改めるものです。

次に、改正規則第2条の久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則でございます。議案参考資料の新旧対照表は13ページでございます。第20条中「教育委員会学務課」を「教育委員会教育総務課」に改めるものでございます。

次に、改正規則第3条の久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則でございます。議案参考資料の新旧対照表は、14ページから16ページでございます。

初めに、題名を「久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」に改めるものでございます。

次に、第2条は、教育委員会から市長部局のこども未来部保育幼稚園課の職員に新たに委任する事務について規定するものでございます。

次に、第3条は、各総合支所「総務管理課」を「行政センター」に改めるとともに、教育委員会から市長部局の「こども未来部保育幼稚園課の職員」に新たに補助執行する事務について規定するものでございます。

次に、第4条は、現在の第3条を繰り下げるものでございます。

最後に、附則でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行するものでござい

ます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 11 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 12 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 12 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 16 ページを御覧ください。議案第 12 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 12 号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則について
につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

久喜市就学援助規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第 12 号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

議案書の 17 ページをお開きいただきたいと存じます。あわせまして、議案参考資料の 17 ページをお開きいただきたいと存じます。就学援助につきましては、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、援助を行う目的で実施しているところでございます。この制度に該当する要件の一つといたしまして、生計を同じくする世帯全員の前年所得が、生活保護法に定める基準により算定される額の 1.3 倍以下であるものと規定しているところでございますが、これまでは所得を算出するに当たりまして、遺族年金、障害年金、養育費の 3 つについても収入として算定をしておりました。しかしながら、これらは税法上は非課税収入でありますことから、近隣の自治体においても収入として算定をしないという取扱いをしている状況でございます。こうした状況を鑑み、本市におきましても真に生活に困窮している方に対し、適切に援助を行うため、これらを収入として算定しない取扱いとすることにより、対象者の要件を緩和する改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、様式第 1 号と様式第 1 号の 2 から遺族年金、障害年金、養育費について記入する欄を削除するものでございます。

最後に、議案書の 20 ページ、附則でございます。第 1 項として、この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行するもので、これにより本改正は令和 6 年度の就学援助から適用とするものでございます。

第 2 項として、現に残存する様式については、遺族年金、障害年金、養育費の欄を削る修正を加えることにより、なお使用することができるとする経過措置を設けるものでございます。

以上が、議案第 12 号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則についての説明でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 12 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今回の規則改正で、遺族年金、障害年金、養育費を収入として含めないということですが、これでどの程度、対象者の数が変わることが見込まれるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） こちらにつきましては、新たに対象者となる数というのは出しておらないところなのですが、今年度実際に申請をしていただいた中で、養育費を加算しなければ該当になっていたが、養育費を加算したことによって不認定になったという方の人数につきましては 1 名でございます。ですので、今後につきましても、影響する人数としては 1 桁ぐらいになるのではないかと考えておりますが、それでも対象者の方を少しでも増やすというような改正が必要と考えまして、今回このような改正をしたところでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 13 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 13 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 21 ページを御覧ください。議案第 13 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 13 号 久喜市教育支援センターに関する規則の一部を改正する規則についてにつきましては、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育支援センターに関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて

議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 議案書 22 ページを御覧ください。議案参考資料は 19 ページになります。久喜市教育支援センターに関する規則の一部を改正する規則についてです。第 4 条、（5）、「各学校における不登校の生徒等の支援に関すること」を加えたものです。教育支援センターだけではなく、設置を進めている校内教育支援センターを含め、登校しているが、教室に入れない等の児童生徒の支援ができるようにしたものです。

また、「総合支所」を「行政センター」に改めたものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 13 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 校内教育支援センターを設置するための一部改正だと思うのですが、今ある教育支援センターとの役割分担、違いというのはどういうことになるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 役割分担というところで、まず児童生徒を中心に考えたときに多様な学びの場が進められている中で、支援する者がつながることが非常に重要だという捉えをしております。支援センターに来ていた子が学校に戻りたいとなったときに、教室には入れないけれども、校内支援センターなら行けるとなった場合に、支援センターの職員がその学校に行って少し支援をしながら次につなげていくといった、支援をつなぐという形を取れるような体制を整えていきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、今各地区に教育支援センターというのがありますが、そのサテライト的なものを各中学校の教室に設けるといったイメージなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） まず校内の教職員等でできる限り見ていける体制を整えていければと思いますけれども、不登校のお子さんが多い学校もありますので、まず支援センターの職員が、学校に自由に行って支援ができる体制を整えていきたいと考えています。現在、学校に登校できても教室に入れないため、別部屋で支援をしているお子さんというのが、中学校で 20 名弱おります。校内支援センターが全ての学校に今必要かというところ、そういうわけではないのですが、今後の状況を見て、校内支援センターを設置することでそちらに行くお子さんが増えてくれば、そちらで支援する人数を増やしていかなければならないですし、校内ではなく支援センターのほうがいいというお子さんが多いようであれば、そちらの充実を図っていかなければならないと思っています。まだ先が見えない中で自由に支援ができる体制を整えるためのものだとご理解いただければと思います。

す。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、最初の予算の話に戻りますが、一応ハード的な設備だけは中学校に整えて、実際にそれを運用するかどうかは、今後の状況を見ながらやるという理解でよろしいですか。

教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 様々な段階の不登校児童生徒がおりますので、その段階に合わせた場所に設置を進めているところだとお捉えいただいて、支援については今あるものを活用しながら、今後の必要に応じて支援ができる体制をさらに整えていくということでの今回の変更だにご理解いただければと思っています。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 久喜市教育支援センターに関する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第14号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第14号を上程し、これを議題といたします。

議案書の23ページを御覧ください。議案第14号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第14号 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、文化財保護課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 議案第14号 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の議案書24ページから33ページまで、併せまして議案参考資料20ページから26ページまでを御覧ください。令和6年度の全庁的な組織機構改革に伴いまして、合併以来、文化財保護課付としてやってきました郷土資料館の実態に合わせまして、久喜市立郷土資料館条例施行規則の中の係の設置及び係の設置に伴う箇所を削除することについて、所要の改正を行うものでございます。

まず、第 12 条、職員からは係長の語句を削除するものです。

第 13 条、職務からは、係長の職務に係る項を削除するものです。

第 14 条、係の設置及び第 15 条、事務分掌につきましては、事業係の名称及び係の事務分掌を削るため条を削除するものでございます。

様式の改正につきましては、全て右上部の決裁欄を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上が議案第 14 号 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則についての概要でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 14 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 15 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 15 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 34 ページを御覧ください。議案第 15 号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 15 号 久喜市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令についてにつきましては、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会事務専決規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、議案第 15 号の久喜市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

議案書 35 ページから 36 ページ、議案参考資料 27 ページから 31 ページを御覧ください。このたびの改正は、令和 6 年 4 月 1 日付、組織機構改革に伴い、令和 6 年度以降の組織に合わせた必要な見直し及び文言整理を行うものでございます。

第 1 条から第 11 条までにつきましては、これまで「主幹」及び「園長」について規定がされていなかったことから、市長部局と同様に規定するとともに、表記上の修正等の文言整理を行うものでございます。

第 12 条につきましては、各課長が専決できる事項を規定しております。現在学務課長

の専決事項である学事係と保健・教材整備係に関する事項を教育総務課長の専決事項に定めるとともに、現在生涯学習課長専決事項である文化振興係に関する事項を文化振興課長の専決事項に定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第15号について質疑をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 久喜市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第16号を上程し、これを議題といたします。

議案書の37ページを御覧ください。議案第16号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第16号 久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程等の一部を改正する訓令についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程等の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、議案第16号の久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程等の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

議案書38ページ、議案参考資料32ページから38ページを御覧ください。このたびの改正は、令和6年4月1日付の組織機構改革に伴い、必要な見直しを行うものございまして、久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程、久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱、久喜市立学校備品管理規程及び久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程について、一括して一部改正するものでございます。

初めに、改正訓令第1条の久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程でございます。議案参考資料の新旧対照表は32ページでございます。別表中「学務課」を「学校施設課」に、「文化財保護課」を「文化振興課」に改めるものでございます。

次に、改正訓令第2条の久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱でございます。議案参考資料の新旧対照表は33ページでございます。第8条第2項中「総務部秘書課長」を「市長公室秘書課長」に改めるものでございます。

次に、改正訓令第3条の久喜市立学校備品管理規程でございます。議案参考資料の新旧対照表は34ページから37ページでございます。様式から支所長及び副支所長の表記を削除するものでございます。

次に、改正訓令第4条の久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程でございます。議案参考資料の新旧対照表は38ページでございます。別表の部会員に係る規定について、「学務課長」を「学校施設課長」に、「文化財保護課長」を「文化振興課長」に改めるものでございます。

最後に、附則でございます。この訓令は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第16号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程等の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第17号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第17号を上程し、これを議題といたします。

議案第17号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第17号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を改正する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第17号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を改正する告示についてご説明をいたします。

議案書の40ページをお開きいただきたいと存じます。あわせまして、議案参考資料の39ページをお開きいただきたいと存じます。本議案につきましては、議案第9号などと同じく、令和6年度の本市の組織機構改革に伴い、必要な見直しを行うものでございます。

それでは、順次ご説明いたします。初めに、改正告示第1条でございます。久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱第7条中「教育部学務課」を「教育部教育総務課」に改めるものでございます。また、別表につきまして、組織機構改革後の職名に改めるものでございます。

次に、改正告示第2条でございます。久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱第9条中「教育部学務課」を「教育部学校施設課」に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この告示は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第17号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を改正する告示についての説明でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第17号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第18号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第18号を上程し、これを議題といたします。

議案書の42ページを御覧ください。議案第18号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第18号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第18号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

議案書の43ページをお開きいただきたいと存じます。あわせまして、議案参考資料の42ページをお開きいただきたいと存じます。実費徴収に係る補足給付事業は、給食費の

うち副食費について、一定の要件を満たす保護者に対し、月額4,500円を限度額として補助を行う事業でございます。今般国で定める限度額が令和5年4月まで遡って、月額4,700円に改正されました。そうしたことから、本市におきましても同様に改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、第4条、様式第2号及び様式第6号において、それぞれ規定されている「4,500円」を「4,700円」に改めるものでございます。

また、附則として、国の改正内容と同様に公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上が、議案第18号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についての説明でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第18号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第19号

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第19号を上程し、これを議題といたします。

議案書の44ページを御覧ください。議案第19号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○**教育部長（野原隆）** 議案第19号 久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 議案書45ページ、議案参考資料45ページを御覧ください。久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部の改正です。

第2条中「中学校第3学年」を「中学校第2学年及び第3学年」とし、対象学年を広げるものです。

第4条第1項中「4,600円」を「5,000円」にいたしましたのは、令和6年度英語検定3級の受験料が変更になったことによるものです。

議案書 47 ページ、附則として、この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。
説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 19 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） この英語検定受験料の申請に限ったことではないのですが、教育委員会
会で各種申請を受け付けていると思います。今日の議案の中にもそういったものがあり
ましたが、教育委員会が受け付けている補助金等で電子申請を受け付けているものがある
のかどうか、お伺ひします。

○教育長（柿沼光夫） 教育部副部長。

○教育部副部長（斧田直樹） それでは、教育部全体の内容でございますので、まず私のほう
から対応をご説明申し上げます。

今本市では電子申請届出サービスというのを行っております。ホームページ等で御覧
になった委員さんもいらっしゃるかと思いますが、今教育部のほうで申請を電子申請で
行っているものは、細かなものも含めると、生涯学習課でやっております講座等の申込み
の申請など、期間限定でやっているという取組が幾つかございます。それから幼稚園で
欠席の届出を電子申請を使ってやっていたらということもございます。

ただ、今回ご質問いただきました補助金につきましては、市全体を見ても今のところ電子
申請サービスを活用しているものは一件もございません。しかしながら、今回の議案で
あるこの英語検定は、議案書の 46 ページを御覧いただきたいと存じますが、一番下段の
ところの注意事項 3 番のところを見ていただきますと、ここに添付書類を省略すること
ができるという規定がございます。補助金に関しましては、申請書の他に、領収書ですと
か事業計画といったものを添付していただくということがほとんどのものでありますが、
こういった例外的に添付書類が省略できるようなものについては、事務改善等の観点から、
今後電子申請サービスを活用できるよう、部内でそういったものがあるかどうか、抽出
いたしまして、できるだけ速やかに取り組めるように準備したいと思ひます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 時代の要請というのもあると思ひますので、ぜひ電子申請での対応に
ついてご検討いただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） この補助金の利用率はどのぐらいなのでしょう。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 英検の補助金の申請率ですが、まだ 1 月末日現在、今年度
なので、これから増える可能性もあるのですが、中学校、中学生全体の 26.5%が申請し
ています。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第 19 号 久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

- 教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。
開催日の案について、事務局よりご説明いたします。
教育総務課長。

- 教育総務課長（甲田栄二） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。
今回は、令和 6 年 3 月 21 日木曜日、午後 1 時から、会場は鷺宮総合支所 4 階 407・408 会議室で開催することをご提案申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 3 月 21 日木曜日、時間は午後 1 時からとさせていただきます。会場は、鷺宮総合支所 4 階 407・408 会議室とさせていただき、詳細は追って事務局からお知らせいたします。

午前 11 時 22 分

◎閉議、閉会

- 教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 6 年 2 月定例会を閉議、閉会といたします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和6年3月21日

教育長 柿 沼 光 夫

委員 諸 橋 美津子

委員 山 中 大 吾